

平成30年度

上水道事業会計予算書

岸和田市

## 平成30年度 岸和田市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度岸和田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	87,883 戸(平成31年3月末見込)
(2) 年 間 総 配 水 量	22,855,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	62,616 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	① 新 設 改 良 事 業 678,380 千円 ② 第2次施設更新事業 1,065,817 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	4,142,366 千円
第1項 営 業 収 益	3,796,421 千円
第2項 営 業 外 収 益	345,815 千円
第3項 特 別 利 益	130 千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	4,087,562 千円
第1項 営 業 費 用	3,879,589 千円
第2項 営 業 外 費 用	202,773 千円
第3項 特 別 損 失	2,200 千円
第4項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額715,504千円は、過年度分損益勘定留保資金593,436千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額122,068千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,652,077 千円
第1項 企 業 債	1,378,800 千円
第2項 固定資産売却代金	30 千円
第3項 他 会 計 負 担 金	20,000 千円
第4項 他 会 計 繰 入 金	137,200 千円
第5項 工 事 負 担 金	17,047 千円
第6項 補 助 金	99,000 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,367,581 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,754,164 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	613,417 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水工事管理システム更新	平成30年度から平成36年度まで	14,020千円
加圧給水車借上げ	平成30年度から平成35年度まで	11,414千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
新設改良事業	千円 506,400	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。	%以内 10 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 機 構 銀 行 そ の 他	年以内 40	年以内 5	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。
第2次施設更新事業	872,400							

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 558,314 千円

(2) 交際費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、55,601千円と定める。

平成30年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平